

令和2年

8月農業委員会総会議事録

■日 時	2020年（令和2年）8月12日（水）14：30～15：10	反訳：株式会社
■場 所	和泉市コミュニティーセンター4階中集会室	会議録研究所
■出席者 （敬称略） （議席順）	[農業委員] 計（12名） 1 若林 主浩 2 橋本 卓爾 3 辻野 清一 4 西辻 達佳 5 田口 榮男 6 藤原 松男 7 前田 敏行 8 岡田 如弘 9 10 飯阪 保 11 森 勝義 12 友田 博文 13 式森 彦人 [欠席委員] 計（1名） 9 福本 敏行 [事務局] 計（4名） 中塚 好一 富永 利幸 西川 秀士 丸鳩 清乃	
■提出資料	議案書	
■議案	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知受理について 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について	

■議事内容

事務局	<p>それでは、ただいまから令和2年8月の委員会総会を開催いたします。 開会に当たりまして、友田会長、御挨拶をお願いいたします。</p>
会 長	<p>（時節の挨拶）</p> <p>それでは、本日の出席者数を事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>本日の委員会に出席されております委員は12名でございます。 欠席の旨、連絡のありました委員は、9番、福本委員でございます。 したがって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、 本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。 それでは、友田会長、議事進行、よろしくをお願いいたします。</p>
会 長	<p>本日の議事録署名人は、4番、西辻達佳委員、5番、田口榮男委員の御両名をお願い 申し上げます。 （両委員の承諾あり） それでは、議案書1ページをお開きください。 8月委員会議事日程、議案第1号から議案第4号、報告第1号から報告第3号とな っておりますのでよろしくをお願いいたします。 議案書2ページをお願いいたします。</p>

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転 3 件に関する申請を別紙のとおり定めるものとします。

事務局

議案第 1 号、番号 1、府中町五丁目の物件について、事務局から説明願います。
事務局の丸鳩でございます。

議案書 3 ページ、1 番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は府中町五丁目で、地目は田 1 筆、面積は 7 7 4 平方メートルのうち持分 3 4 分の 9、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は休耕地となっている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から約 1 k m、車で 3 分の距離に位置しております。

譲受人は、トラクター等を保有しており、農業従事日数は 1 5 0 日で、3 年 3 耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、権利取得後の耕作事業については、取得前と同様の方法で行うため、周辺の地域に支障を及ぼすことはありませんとのこと。

続きまして、地区担当の辻野委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ保全管理されている農地であり、譲渡人・譲受人に電話にて意思確認いたしました。譲受人は申請地で作物を栽培する予定であります。申請どおり問題ありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会長

説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしの声があります。

議案第 1 号、番号 1 については許可することと決定いたします。

続きまして、番号 2、池田下町の物件について事務局から願います。

事務局

議案書 3 ページ、2 番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は池田下町で、地目は畑 2 筆、面積は合計 2 8 1 平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は休耕地になっている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から約 8 k m、車で 1 5 分の距離に位置

しております。

譲受人は、耕運機等を保有しており、農業従事日数は200日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、付近農地に迷惑をかけないように耕作しますとのことです。

続きまして、地区担当の藤原副会長から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ休耕地になっている農地であり、譲渡人・譲受人2名電話にて意思確認をいたしました。譲受人は申請地で葉物野菜を栽培したいと考えていることを確認いたしました。申請どおり問題はありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

これについて、異議、意見はございませんでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしの声がございます。

以上、番号2については許可することと決定いたします。

続きまして、番号3、鍛冶屋町の物件について、事務局から説明願います。

事 務 局

議案書3ページ、3番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は鍛冶屋町で、地目は田2筆、面積は合計1,294平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は野菜栽培している農地であり、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から約220m、軽トラックで2分の距離に位置しております。

譲受人は、耕運機等を保有しており、農業従事日数は120日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、農薬の使用について周辺農地に支障のないよう使用しますとのことです。

続きまして、地区担当の坂口推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ野菜栽培している農地であり、譲渡人・譲受人に電話にて意思確認をいたしました。譲渡人は譲渡することに同意されており、譲受人は申請地で作物を栽培する予定であります。申請どおり問題ありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく
お願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、御意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしの声があります。

番号3については、許可することに決定します。

議案書4ページをお願いします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の
用途に転用1件に関する申請を別紙のとおり定めるものとします。

議案第2号、番号1、池田下町の物件について、事務局から説明願います。

事 務 局

事務局の西川でございます。

議案書5ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は池田下町で、地目は田1筆、面積は224平方メートル、転用目
的、申請人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、農用地以外の
農地で、集団的に存在する農地であり、1種農地と判断します。

転用目的は農家用住宅で、現在の住居が手狭となってきたため申請地に農家用住宅
を建築するとのことです。

続きまして、地区担当の藤原副会長から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認し、申請地を転用することによる周辺農地等への影響はない。申請者に
電話確認したところ転用目的は申請内容のとおり間違いなしとの報告を受けておりま
す。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございま
せんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく
お願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

ありませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

番号1については、許可やむを得ないということで大阪府に報告いたします。

6ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の
用途に転用するため、これらの賃貸借権の設定3件に関する申請を別紙のとおり定め

るものとしします。

事務局

議案第3号、番号1、池田下町の物件について、事務局から説明願います。

議案書7ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は池田下町で、地目は畑、面積は281平方メートル、転用目的、貸し人、借り人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、住宅の用もしくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にあるため、3種農地と判断いたします。

転用目的は露天資材置場で、借り人は不動産業を営んでおり、土木関連事業における建築資材の増加に伴い、現在の資材置場が手狭となってきたため、会社に近い申請地を資材置場として賃貸借にて借り受けるとのことです。

続きまして、地区担当の藤原副会長から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、申請地は現在保安全管理されている農地である。申請地を転用することにより周辺農地及び水路などへの影響はないと認められる。貸し人及び借り人の双方に確認したところ転用目的は申請内容のとおり間違いなし。調査の結果、許可やむを得ないと認めますとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしということです。

番号1については、許可やむを得ないということで大阪府に報告いたします。

番号2、北田中町、小野田町の物件について、事務局から説明願います。

事務局

議案書7ページ、2番について説明させていただきます。

物件の所在地は北田中町、小野田町で、地目は田3筆、面積は合計1,729.83平方メートル、転用目的、貸し人、借り人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域にあり、一団の農地の規模が10ha未満の農地であり、2種農地と判断いたします。

転用目的は露天駐車場で、借り人は運送業を営んでおり、運送車両の増加に伴い現在の駐車場が手狭となってきたため事業所に近い申請地を駐車場に転用し賃貸借にて借り受けるとのことです。

続きまして、地区担当の飯阪委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地を確認したところ、申請地は現在保安全管理されている農地である。申請地を転用することにより周辺農地及び水路などへの影響はないと認められる。貸し人、借り人の双方に確認したところ、転用目的は申請内容のとおり間違いない。調査の結果、許可やむを得ないとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしという声があります。

番号2については、許可やむを得ないということで大阪府に報告いたします。

それでは、番号3、松尾寺町の物件について事務局から報告を願います。

事 務 局

議案書7ページ、3番について説明させていただきます。

物件の所在地は松尾寺町で、地目は田3筆、面積は合計1,485平方メートル、転用目的、貸し人、借り人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域にあり、一団の農地の規模が10ha未満の農地であり、2種農地と判断いたします。

転用目的は露天駐車場で、借り人は病院を経営しており、現在、従業員の駐車場が不足していることから、病院の隣接地である申請地を従業員の駐車場に転用し賃貸借にて借り受けるとのことです。

続きまして、地区担当の辻委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地を確認したところ、申請地は現在駐車場として使用している。貸し人及び借り人の双方に電話で確認したところ、転用目的は申請内容のとおり間違いないとのこと。調査の結果、許可やむを得ないと認めますとの報告を受けております。

なお、この件につきましては、辻委員からの報告にもありましたように、農地法違反となっておりますが、許可権者である大阪府と協議をいたしましたところ、この案件については農地区分が2種農地であることから、申請書に、農地法を理解してもらうために申請者から始末書を添付させ、農業委員会の調査において周辺農地及び水路などへの影響がないようであれば、追認許可にて違法状態を解消する方向でお願いしたいとのことであります。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

会 長	<p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく お願いいたします。</p>
会 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p>
会 長	<p>これについて、異議、意見はございませんでしょうか。</p>
会 長	<p>(異議なしの声)</p>
会 長	<p>異議ありませんか。</p>
会 長	<p>番号3については、許可やむを得ないということで大阪府に報告いたします。</p>
会 長	<p>議案書8ページをお願いいたします。</p>
会 長	<p>議案第4号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18 条の規定による農用地利用集積計画2件を別紙のとおり定めるものとします。</p>
会 長	<p>議案第4号、番号1、2、仏並町の物件ですが、関連あることから一括上程いたし ます。</p>
会 長	<p>事務局、説明願います。</p>
事 務 局	<p>議案書9ページ、1番、2番について、関連があることから一括説明させていただ きます。</p>
会 長	<p>物件は仏並町で、地目は畑3筆、面積は合計2,022平方メートルでございま す。</p>
会 長	<p>貸手、借手、設定する利用権、借手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につ きましては議案書記載のとおりでございます。</p>
会 長	<p>申請地は果樹栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がな いことを確認しております。</p>
会 長	<p>続きまして、地区担当の式森委員から受けました調査結果の報告をいたします。</p>
会 長	<p>現地確認を行い、果樹栽培されている農地であり、貸手は貸すことに同意され、借 手は申請地で3年前から作物を栽培しており、今後も同様に栽培する予定でありま す。申請どおり問題ありませんと報告を受けております。</p>
会 長	<p>また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございま せませんでした。</p>
会 長	<p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく お願いいたします。</p>
会 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p>
会 長	<p>この件につきまして意見等ございませんか。</p>
会 長	<p>はい、どうぞ。</p>
2 番	<p>質問ではないんですが、確認事項なんですが、借りている方の年齢は何歳ですか。</p>
事 務 局	<p>30代前半だったと思うんですけども。</p>
2 番	<p>果樹となっていますけれども、もう少し具体的に何を作っておいでですか。</p>
事 務 局	<p>ミカンとか……</p>
1 3 番	<p>かんきつ類ですね。ミカンと雑かん含めてかんきつ類を栽培しております。</p>
2 番	<p>了解しました。</p>

会 長

ありがとうございます。

そのほかございませんか。

それでは、番号 1、2 については決定することといたします。

次に、報告案件に移ります。

議案書 10 ページ、報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約通知受理について、農地の賃貸借権解約 1 件に関する通知を受理したので、別表のとおり報告いたします。

11 ページを御参照ください。

12 ページ、報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用 7 件を受理したので報告します。

13 ページを御参照ください。

次に、14 ページ、報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転 1 件を専決により受理したので報告します。

15 ページを御参照ください。

以上、本日の審議は全て終了いたしました。

続きまして、生産緑地法改正等について、都市政策室から報告があります。しばらくお待ちください。

それでは、都市政策室から報告願います。

都市政策室

都市政策室長の堀と申します。

本日は貴重なお時間をいただき、どうもありがとうございます。

まず、私のほうからは、生産緑地制度の報告ということで御説明させていただきます。

本年 1 月なんですけれども、市街化区域内にございます生産緑地、これにつきまして面積要件の緩和について検討している旨を報告させていただいたことがございます。そして、その検討結果なんですけれども、条例を制定することによって面積要件を緩和すると。そのことによりまして、都市部、市街化区域内での小規模農地をきめ細やかに保全できると判断したところでございます。

そして、その内容なんですけれども、現在、一団の土地、500 平方メートル以上となっているところなんですけれども、それを 300 平方メートル以上というふうにとちょっと緩和しようとするものとなっております。

そして、この条例なんですけれども、今後、第 3 回の市議会定例会にて条例案を提出させていただいて市議会にて、御議論いただきたいというふうなスケジュールを考えてございます。

以上、甚だ簡単ですが、生産緑地制度の報告について説明を終わらせていただきます。ありがとうございます。

会 長

ありがとうございます。

都市政策室からの報告が終わりました。

	<p>何か御質問はございませんか。質問はありませんか。</p> <p>これは300平方メートルというのはあれかな。たくさんあるのか。何件ぐらいあるのか。</p>
都市政策室	<p>すみません、都市政策室の堀です。ありがとうございます。</p> <p>ちょうど500から300に一団の土地を面積緩和することなんですけれども、それを緩和することによりまして大体525筆、約20ha程度、市内にそういった農地が存在しております。そちらについて生産緑地として保全することが可能になるというものでございます。</p> <p>以上です。</p>
6 番 都市政策室	<p>150と150で別々に持ってもええんやね。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>そのとおりでございます。その150と150が近接しておって、それを一団の農地として判断できるものであれば可能ということになってまいります。</p>
6 番 都市政策室	<p>近接というのは具体的にはどのぐらいの距離とか、特にないですか。</p> <p>以前でしたら、その距離は6mというふうに昔は決まっておったんですけれども、最近、法律改正でそれがちょっと緩和されまして、もうちょっと広い意味で、例えば何々町地区というぐらいまで緩和できるとなっております。</p> <p>以上です。</p>
6 番 4 番 都市政策室	<p>分かりました。</p> <p>この生産緑地は10年ですか、年数。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>今、生産緑地が30年なんですけれども、現在、都市政策のほうで特定生産緑地の受付を開始しております。そちらが10年となっております。</p> <p>以上です。</p>
会 長	<p>ほかに質問ございませんか。</p> <p>ほかに質問がなければ、都市計画審議委員の推薦依頼について、都市政策室から説明をお願いします。</p>
都市政策室	<p>ありがとうございます。</p> <p>本市の都市計画を調査、審議しております和泉市都市計画審議会委員、こちらにつきまして、現在、農業委員会を代表して2名の委員に参画いただいているところでございます。そして、その委員さんなんですけれども、令和2年10月31日に任期が満了するということですので、引き続き2名の委員の推薦をお願いしたいというふうに考えてございます。そして、その任期なんですけれども、令和2年11月1日から令和4年10月31日、2年間となっております。年に二、三回程度を考えてございます。</p> <p>大変お忙しい中で恐縮ですけれども、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>以上です。ありがとうございました。</p>
会 長	<p>ただいま担当課から都市計画審議委員の推薦依頼がありましたので、いかがいたし</p>

	ましようか。
事務局	すみません。都市計画審議委員さんの2名の推薦ということで、都市政策室のほうからただいま推薦依頼のほうがございました。一応農業委員会総会の中で2名を推薦なり候補なりということをお願いしたいんですけれども、いかがさせていただいたらよろしいですか。どなたか候補、西辻委員さんが候補される。あとどなたか出られる方はおられませんでしょうか。
会長	前回、どんな人が出たのか。
事務局	前回につきましては、都市政策のほうから審議委員さんの依頼があってということで、総会のほうへ諮らせていただいて、基本的にはバランスを取るような形で都市部と山間部のほうで委員さんを出していただけたらというふうな形でお話しいただいておりましたので、第1地区のほうと第3地区、その中でも地区協議会の会長というのがございますので、第1地区の協議会の会長と第3地区の地区協議会会長というふうな形で御同意のほうをいただいて推薦のほうをさせていただいたという経過がございます。
	以上です。
会長	そしたら第1地区から出てもうたらええんか。
事務局	いや、それはもうお話し合いで決めていただいて。
事務局	その辺は委員さんの各意見を聞いていただいて、それでいいということであれば。
会長	西辻さんは都市部としたら、山間部のほうから誰か出てもうたらええん違うんか。
事務局	それは皆さんで話ししていただいたらええかと。
会長	どうですか。
事務局	我々は何ともあれなんで、皆さんで。
8番	すみません、作業内容ってどんなことをすればいいですか、年に二、三回とか言われていましたけれども。
事務局	市街化への編入とかというような形で、編入するに当たって、農業委員としたら農地を守る立場でございますので、その辺の意見を委員会の中で発言していただくのかなというふうには思うんですけれども、今、ちょっと担当のほうがもう退席しましたので……。
8番	土地の扱いをどうしましょうかという会議なんですか。
事務局	そうですね。調整区域と市街化区域の線引きの話になってきますので、1筆がどうのこうのとかというふうな話じゃなしに、もうちょっと大きな市の計画となつてございます。
8番	私、させてもらいますけれども。
事務局	皆さんで決めていただければ。
会長	岡田さんの承諾がありましたので、岡田さんにしてもらえば。 岡田さんは山間部なので。
8番	そうですね。

6 番 会 長	<p>西辻さん立候補されているので、山間部の人にやってもらえれば。</p> <p>皆さん、岡田さんも承諾していますので、皆さんよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、都市計画審議委員に西辻委員と岡田委員を推薦することといたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、今日の会議はこれで全て終了いたしました。</p> <p>本日は本当に暑い中、ありがとうございました。</p> <p>また、次回のパトロールのことにつきましては、暑い中、熱中症にかからないように、また新型コロナにかからないように、皆さんその点を留意してお願いいたします。</p> <p>本日はありがとうございました。</p>
------------------	---

	<p>閉会時間 15時10分</p> <p>上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。</p> <p>会 長</p> <p>委 員</p> <p>委 員</p>
--	---